総務常任委員会



職員の給与、服務及びコロナ禍での 勤務状況について

5月17日(火) 総務課

昨今のコロナ禍を踏まえ、職員の給与、服 務及びコロナ禍での勤務状況を調査した。

公務員は、労働基準法等の対象外であり、 公務員の労働を規定する法律は国家公務員法 及び地方公務員法である。人事行政は、専門 性が高く、権力的な側面が強いだけに、か えって民主的なコントロールが必要であり、 条例で定めることによって議会の関与を意思 決定に十分反映させている。

職員の1日の勤務時間は、7時間45分で原則午前8時30分から午後5時15分までである。職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めることとなっている(地方公務員法第24条5項)。

コロナ禍における勤務状況では、出勤を週5日から7日間で割り振るなど出勤の分散、 執務場所や休憩室の分散、地下食事室の座席 数の減少など対策をとっている。



また、地方公務員法第39条では、職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとなっており、全員必修の研修から該当役職着任時に受講する研修など、各種研修を行っている。研修により市職員として必要な基礎的能力や知識を身に付け、新しい視点で職場の活性化に取り組むとともに、業務以外においても自己研鑽に努め、幅広い知識や教養、技術などを習得し、豊かな人間性を養うことを希望する。

文教厚生常任委員会



白岡市社会福祉協議会の組織及び 事業内容について

5月18日(水) 社会福祉協議会

白岡市社会福祉協議会の組織及び事業内容について調査をした。

社会福祉協議会とは社会福祉法に明記された社会福祉法人で、地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間組織である。

国、各都道府県、各市町村に組織された全 国規模のネットワークを持ち、公的福祉サー ビス以外に必要とされている市内の福祉サー ビスを住民、ボランティア及び各種団体と協 力しながら、地域特性に合ったサービスを展 開している。

事業については、大きく分けて地域福祉活動推進事業、在宅福祉活動推進事業、ボランティアセンター事業、相談事業、法人運営事業、その他の事業を展開している。

白岡市社会福祉協議会が行っている事業は、 福祉サービス、市民相談、ボランティア支援、 介護サービスなど非常に多岐にわたっており、



地域福祉の推進という重要な役割を47名の職員で担っていることを改めて認識することができた。近頃は、少子高齢化と核家族化が進み、単身高齢者も増加している。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域コミュニティは機能しにくくなっている。白岡市社会福祉協議会が地域から信頼のある組織であるからこそできる、人と人、さらには地域や団体を「つなぐ」役割を発揮して、地域全体で困っている方を支える社会の構築に向け、更なる取組を進めていただくことを期待する。